

令和3年度 5月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年5月31日(月) 午後3時00分から3時40分
- 2 開催場所 西区役所 3階 303会議室
- 3 出席委員(15人)

| | | |
|--------------------|-----------|----------|
| 1番(会長) 本間雄一 | 2番 本間直一 | 3番 池田一彦 |
| 4番 江端美春 | 5番 大嶋喜芳 | 6番 梶原政好 |
| 7番 高杉隆司 | 8番 高井利明 | 9番 原田秀一 |
| 10番 松井市雄 | 11番 岩野惣市郎 | 12番 鈴木淳子 |
| 13番 丸山和秀 | 14番 渡邊正行 | |
| 15番(会長職務代理者) 渡部藤四夫 | | |
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議事

| | |
|--------|----------------------------|
| 議案第20号 | 農地法第5条許可申請に関する処分決定について |
| 議案第21号 | 新潟市農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第22号 | 令和4年度農林関係税制改正要望について |
| 議案第23号 | 農地法第3条許可申請に関する意見決定について |
| 報告事項 | 新潟市農用地利用配分計画(案)について |
| 報告事項 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 報告事項 | 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について |
| 報告事項 | 農地法第5条転用届出に関する受理について |
| 報告事項 | 農地の転用事実に関する照会書について |
- 6 農業委員会事務局職員

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 事務局長 | 中島 剛 | 事務局次長 | 佐藤 清隆 |
| 農地係長 | 上田 芳則 | 農政振興係長 | 五十嵐芳彰 |
- 7 会議の概要

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>定刻になりましたので、これより5月定例総会を開催します。 議事日程に従い、進めさせていただきます。 本日は、全員ご出席です。 本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>(挨拶)</p> |
| 議長 | <p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。 (異議なし)</p> |
| 議長 | <p>皆さんからご異議がございませんので、10番、松井市雄委員、11番、岩野惣市郎委員を指名します。 それでは、議事として提案している案件に入ります。 議事の都合上、追加議案の議案第23号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案の説明する前に、3ページの案件を地区別にまとめた総括表をご覧ください。 5月総会における許可案件は、赤塚地区、3条許可3件、5条許可1件、中野小屋地区、5条許可1件、黒埼地区、5条許可1件、全地区合計6件です。 それでは、議案を説明します。 追加議案1ページ、議案第23号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和3年5月26日付け、新潟市長許可案件につき、西区農業委員会に意見照会があったものです。 第1地域、赤塚地区で、1号から3号は、譲受人が同一人の案件です。所在は西区赤塚で、申請理由は耕作地の集約・拡大、地目と面積は、1号が畑2筆214㎡、2号が畑1筆158㎡、3号が畑2筆648㎡です。いずれも調査委員会案件です。以上です。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| 議 長 | <p>ただ今、事務局から説明がありました。総会前に調査委員会を開催しておりますので、第1地域調査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 第1地域調査委員長 (9番) | <p>調査案件は、議案第23号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、3件です。</p> <p>1号から3号まで、譲受人が西区赤塚の方で、同一人の案件です。</p> <p>1号、所在は、西区赤塚の市街化調整区域内の畑2筆、214㎡を売買する案件です。</p> <p>次に2号、所在は、西区赤塚の市街化調整区域内の畑1筆、158㎡を売買する案件です。</p> <p>最後に3号、所在は、西区赤塚の市街化調整区域内の畑2筆、648㎡を売買する案件です。</p> <p>いずれも申請理由は、耕作地の集約・拡大とのこと。申請地について、5月20日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑となっていました。</p> <p>申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>所有する農地で、違反転用や作付けせずに荒らしている箇所はないかとの質問に対しては、どちらも無いと回答しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第23号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> |

| | |
|------------------------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>議案第 2 3 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 2 3 号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第 2 0 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>5 ページ、議案第 2 0 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第 1 地域、赤塚地区です。1 号、所在は西区中権寺で畑 1 筆 1 6 2 m²について、売買により個人住宅建築敷地とするものです。農地区分は第 3 種農地です。</p> <p>第 1 地域中野小屋地区です。2 号、所在は西区槇尾で、畑 1 筆 2 9 7 m²について、売買により個人住宅建築敷地とするものです。農地区分は第 1 種農地です。</p> <p>第 2 地域黒埼地区です。3 号、所在は西区板井で畑 1 筆 1 2 2 m²について、使用貸借により露天資材置場とするものです。農地区分は農用地です。一時転用期間は令和 3 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとなっています。</p> <p>3 件ともに、調査委員会案件です。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、各地域調査委員長から報告をお願いします。</p> |
| <p>第 1 地域調査委員長 (9 番)</p> | <p>調査案件は、議案第 2 0 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、2 件です。</p> <p>1 号、赤塚地区です。申請地は西区中権寺で、市街化調整区域内の畑 1 筆、1 6 2 m²を売買し、個人住宅建築敷地とするものです。</p> <p>5 月 2 0 日に申請地の現地確認を行った結果、現況は宅地造成されていきました。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>第2地域調査委員会 (4番)</p> | <p>書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は、第3種農地で、農地転用許可基準エー(ア)－b－(a)「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>次に、2号、中野小屋地区です。所在地は西区槇尾で、市街化調整区域内の畑1筆、297㎡を売買し、個人住宅建築敷地とするものです。</p> <p>5月20日に申請地の現地確認を行った結果、現況は畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は第1種農地で、農地転用許可基準イー(イ)－c－(e)「住宅、その他周辺地域の居住者の生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、他の土地での代替性がないこと」に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>調査案件は、議案第20号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、1件です。</p> <p>3号、黒埼地区です。申請地は西区板井で、市街化調整区域内の畑1筆、122㎡を使用貸借し、露店資材置場として一時転用する案件です。</p> <p>5月20日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑で資材置場になっていました。</p> <p>現在、資材を仮置きしている状態とのことで、違反転用状態を解消すべく、今回申請があったものです。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> |
|---------------------------|--|

| | |
|-----|--|
| | <p>つづいて、聞き取り調査に移り、申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は、農振農用地で、農地転用許可基準ア－（イ）－c「3年以内の一時転用で当該農地が必要であること」に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明及び各地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p> |
| 議 長 | <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第20号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第20号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> |
| 議 長 | <p>議案第20号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第21号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案の説明する前に、4ページの案件を事業別、地区別にまとめた総括表をご覧ください。</p> <p>上段の利用権設定等促進事業は、賃貸借権設定新規1件、所有権移転、売買2件、全地区合計3件の申請です。</p> <p>次に、中段の農地中間管理事業は、賃貸借権設定新規11件、更新、売買なしで、全地区合計11件の申請です。</p> <p>次に、下段の農地中間管理事業配分計画は、賃貸借権設定新規14件、配分計画移転2件、全地区合計16件の申請です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>6ページ、議案第21号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>議 長</p> <p>議 長</p> | <p>7ページ、新規分の地区別実績表です。更新分がなかったため、8ページの合計の実績表と同じです。</p> <p>地区別の合計は、赤塚地区、合計1件、面積は7,893㎡、黒埼地区、合計2件、面積は4,307㎡、総合計は3件、面積は12,200㎡です。</p> <p>9ページ、提案文です。</p> <p>「議案第21号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和3年5月31日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」 提案文以降、9ページ、10ページが内訳で、それぞれの契約内容になります。</p> <p>次に11ページ以降は、農地中間管理機構である新潟県農林公社が、農地中間管理事業に伴い農業者から農地を借受けするものです。</p> <p>11ページ、農地中間管理事業の新規分の地区別実績表です。</p> <p>赤塚地区1件、面積は1,690㎡、中野小屋地区2件、面積は3,828㎡、黒埼地区8件、面積は26,566㎡、以上、全地区合計11件、面積は32,084㎡です。</p> <p>次に13ページの1号から15ページの11号までが新規分の内訳です。</p> <p>16ページ、定例総会で議案承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和3年6月14日です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので案件審査に入ります。</p> <p>議案第21号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。</p> <p>議案第21号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
|-----------------------|---|

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>議案第 2 1 号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> |
| 事務局 | <p>次に議案第 2 2 号、令和 4 年度農林関係税制改正要望について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| | <p>2 3 ページ、議案第 2 2 号、令和 4 年度農林関係税制改正要望についてです。</p> <p>先月、要望案の提出を依頼したところ、軽油引取税の特例措置の維持・延長の要望が提案されました。これを受けて事務局で、「要望案」を 2 4 ページのとおり作成しました。</p> <p>本日の審議・承認を経たのち、新潟県農業会議を通じて全国農業会議所に提出します。全国農業会議所は全国から集まった税制要望を整理して農林水産省と調整し自民党税制調査会へ要望していくという流れになっています。</p> <p>なお、今回要望する軽油引取税については、本年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの 3 年間、課税免除の特例措置の適用期限の延長が決定されています。</p> <p>それでは要望の内容を読み上げます。</p> <p style="text-align: center;">(要望案読み上げ)</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご質問、ご意見がありませんので案件審査に入ります。</p> <p>議案第 2 2 号、令和 4 年度農林関係税制改正要望について、お諮りします。</p> <p>議案第 2 2 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>議案第 2 2 号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）について、報告事項、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について、報告事項、</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、一括して事務局から説明をお願いします。</p> <p>17ページ、報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）についてです。</p> <p>17ページは新規分の地区別実績表で、赤塚地区1件、面積は1,690㎡、中野小屋地区2件、面積は3,828㎡、黒埼地区11件、面積は26,566㎡、以上、全地区合計14件、面積は32,084㎡です。</p> <p>18ページは合計の表ですが、新規と同じ表となりますので説明を省略させていただきます。</p> <p>関係農業者は、19ページの1号から21ページの14号までが新規分の内訳で、22ページの1号、2号が、中間管理権の移転に関するものですが、地区別実績表には含まれておりません。</p> <p>県の公告は、令和3年6月29日です。以上です。</p> |
| 事務局 | <p>説明者が変わります。</p> <p>農地係所管の報告事項を説明する前に、3ページの地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計21件です。</p> <p>25ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計4件、田畑合計13筆、10,211㎡の解約を受理しました。</p> <p>26ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計6件、田畑合計90筆、67,259.37㎡の相続による届出を受理しました。なお、農業委員会による農地売却等あつせん希望はありません。</p> <p>27ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計5件、田畑合計10筆、2,565㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>29ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったもの5件全て、転用許可を受け</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>ており、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。</p> <p>また4号、関東信越国税局からの照会を受けたもの1件は、全て非農地として回答し、今後、滞納処分により公売が行われます。以上です。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了します。</p> <p>このほか委員及び事務局から報告事項等はありませんか。</p> |
| 事務局 | <p>30ページ、6、7月の業務日程です。</p> <p>はじめに6月の日程です。</p> <p>24日、木曜日、午後1時30分から、新潟県農業会議第130回通常総会、終了後、市町村農業委員会会長会議が中央区で開催されます。ともに会長が出席されます。</p> <p>25日、金曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。28日、月曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。30日、水曜日、午後3時から、6月定例総会を開催します。会場は健康センター棟3階大会議室です。</p> <p>次に6月の申請締切日です。農地法6月総会分が6月10日、木曜日、農業経営基盤強化促進法7月総会分が6月25日、金曜日です。</p> <p>次に7月の業務日程です。</p> <p>27日、火曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。28日、水曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。30日、金曜日、午後3時から、健康センター棟3階会議室で、農地利用最適化推進委員の皆さんからもご出席いただき、7月定例総会を開催します。終了後には研修会を開催します。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありません</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>か。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、以上で5月の定例総会を閉会します。</p> |
|-----|--|

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 松 井 市 雄

署名委員 岩 野 惣市郎